

29自部工国・国第25号
2017年8月31日

会員企業 代表者各位
同 知的財産関連部署 ご担当者各位

(一社) 日本自動車部品工業会
知的財産権部会
部会長 酒井 紀夫



知財講演会のご案内
～知財が利益を生み出すための「条件」と「仕組み」作り、
その一環としての「職務発明」への取り組み方～

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。当工業会の知的財産権部会活動につきましても、平素より格段のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、2016年4月1日の特許法の改正に伴う JAPIA 会員各社様の職務発明制度への対応について、本年7月に、アンケート調査を実施させていただきましたが、お陰さまで91社の会員企業の皆様からご回答をいただきました。ご協力に厚く御礼申し上げます。

同調査では、職務発明規定等の改正に既に組み込まれた、あるいは、現在組み込まれている会員企業様もいる一方で、情報共有が難しい分野でもあることから、対応に苦慮されている企業様もいらっしゃる事が明確になりました。

そこで、知的財産権部会では、アンケート調査結果を皆様に共有させていただき、あわせてこの分野に精通した弁護士をお招きし、アンケート結果から JAPIA 会員企業の対応について評価していただくと同時に、日本企業の対応例なども解説していただきます。さらにこの機会に、「知財が利益を生み出す条件と仕組み」についてもお話しいただき、全体の中での「職務発明」の位置づけを明確にさせていただきます。

ご多忙中とはお察しいたしますが、今後の知財戦略構築の一助になるものと思われまますので、万障お繰り合わせのうえご出席いただきますようご案内いたします。

敬具

記

1. 日時

2017年10月13日（金） 14:00～16:15

2. 場所

自動車部品会館 6階第1会議室

3. 参加費用

無料

4. プログラム

別紙のとおり。

5. 講師

弁護士法人キャスト パートナー
弁護士・弁理士 島田 敏史 様

※講師略歴：1981年福岡県生まれ。2004年早稲田大学法学部卒業、2006年中央大学法科大学院修了。2007年弁護士登録。専門分野は日中における知的財産管理。5年に及ぶ在中国弁護士事務所での実務経験、特許庁審判部での勤務経験を生かして、日中の知財問題について日系企業のアドバイザーを務める。

6. 申込み締め切り

2017年10月2日（月）

7. 参加申込みおよび問い合わせ先

参加申込みは別添用紙にご記入のうえ、下記宛メールにてご返送ください。
国際部 日高 hidaka@japia.or.jp (TEL:03-3445-4213)

以上

(別紙)

講演プログラム

1) 職務発明について

- ① 職務発明に関する特許法改正の背景・意義
- ② 企業にとっての「職務発明規定」の意義
- ③ 企業にとっての「ガイドライン」の意義
- ④ 技術者にとっての「職務発明規定」の意義

2) アンケート結果

- ① アンケート結果の概要
- ② アンケート結果へのコメント

3) より重要なこと

<知財が活きる必要条件>

- ① 競争戦略と特許の関係
- ② 競争戦略とVRIO分析
- ③ VRIO分析と特許の関係
- ④ 競争戦略とは別の観点での特許の意義
- ⑤ 特許の活きる必要前提条件

<知財活用の「仕組み」>

- ① イノベーションを起こす「仕組み」
- ② 開発テーマ創出、評価の「仕組み」
- ③ 特許の評価の「仕組み」
- ④ 特許の質向上の「仕組み」
- ⑤ 特許活用のための情報収集の「仕組み」
- ⑥ いざ特許を活用するための「仕組み」

4) 明日からやるべきこと

以上